

西ドイツ行政裁判所法上の 規範審査訴訟^{*)}

藤原静雄

一 はじめに

西ドイツの行政裁判制度にあっては、連邦行政裁判所法四七条の定めるところにより、ラントの高等行政裁判所が、ラントの法律より下位にある法規について、具体的事件を前提とせず、独立の手続によってその有効性を審査することができる。この行政裁判上の規範審査訴訟⁽¹⁾の制度は、我が国にはみられない特色あるものであるといつてよい。それにもかかわらず、この訴訟制度に対する我が国の学説の関心は、余り高いとはいえないようである。これは、我が国においては、この訴訟が客観訴訟として理解されている、あるいは客観訴訟との関連において問題とされていることによるものと思われる。我が国の現行法上、客観訴訟としての規範審査訴訟は認められないというのが、学説・判例の一般的な見解だからである。

しかしながら、この規範審査訴訟の性格については、かねてより西ドイツにおいても議論が存するのであり、今日では、こ

の訴訟の主観訴訟的側面の方が重視されつつあるといつてよい。⁽²⁾更にまた、連邦行政裁判所法四七条は一九七六年に全面的に改正されており、これを契機としてこの訴訟に関する議論の蓄積がみられるのである。すなわち、市民生活にとり、法律より下位の法規範、とりわけ、計画法におけるB・プラン⁽³⁾ (Behauptungsplan) に対する保護が重要であるとの認識の下に、この規定の徹底的な見直しがなされたのである。

法律より下位の法規範及び計画に対して権利保護が必要なことは我が国でも同様であり、それらに対する権利保護としては、取消訴訟を中心に置く抗告訴訟のシステムに限界があることも周知のところである。さらに、我が国においても、行政事件訴訟法の立法化の過程で、規範審査訴訟が法令を攻撃する訴訟形式の一として取り上げられたことがあるということが明らかにされている。⁽⁴⁾

それゆえ、西ドイツにおける行政裁判上の規範審査訴訟制度及びそれに関する議論を検討することは、我が国の行政訴訟制度を考える上で決して意味のないことではないと思われる。ただ、本稿では、紙幅の関係上、行政裁判上の規範審査訴訟のすべてに亘って詳細に論ずることはできないので、現行法の規定を中心としてこの訴訟制度を概観し、その問題点を指摘するに留めざるを得ない。その意味で本稿は文字通りの研究ノートである。

二 行政裁判上の規範審査訴訟の沿革

ラントの高等行政裁判所による規範審査訴訟の歴史はそう古いものではない。これは、第二次世界大戦後、バイエルンの行政裁判制度の再建にあたった、バイエルン高等行政裁判所の部長理事W・パウアーの考案にかかる訴訟である。それが、旧アメリカ占領地区の行政裁判所法である、いわゆる南ドイツ行政裁判所法(VGG)二五条にとり入れられたのである。そして、これが、ある程度の成功を収めたこともあり、一九六〇年の連邦行政裁判所法においてもその四七条に規範審査訴訟が規定されたというわけである。ただ、この訴訟の導入は、各ラントの立法者の自由とされたため、実際にこれを利用したのは、バイエルン、ヴュルテムベルク、バイエルン、ヘッセン、シュレスヴィヒホルシュタイン、ブレーメンという南ドイツを中心とした諸ラントのみであった。そして、規範審査訴訟は、右の五つのラントでも、最近まで、比較的地味な存在であったといつてよい。

ところが、計画行政の展開とともに事情は異なってきた。この訴訟を導入している右の諸ラントにおいては、一九七〇年から一九七四年の五年間に係属した規範審査訴訟五六四件の中、大部分は建築および土地法に関するものであり、殊に・Bプランの有効性に関するものが三〇四件にものぼった。たとえば、バイエルンでは一四七件が係属しその四一%が、B・プラ

ンに関するものであった。規範審査訴訟は、多くの個別の訴訟の予防に役立ち、法の明確性、訴訟経済に資するものであり、殊に、計画行政の場合には、時宜にかなった権利状況の解明は、すべての利害関係人にとり有用なものなのである。従って、B・プランを統制する手段として、規範審査訴訟は、重要な地位を占めるようになってきたのである。一方、これを導入していない北ドイツの諸ラントにおいては、当初、B・プランの後になされる具体的執行行為を争うより他に手段はなかった。最近では、B・プランに対する予防的確認あるいは不作為訴訟がなされることが多いが、未だ実効性ある権利保護の手段となるに至っていない。そのため、学説では、基本法一九条四項を根拠として、法四七条の類推により行政裁判上の規範審査を行うべきであるという有力な見解も存したのである。一九七六年の法改正前のドイツでは、伝統的権利保護手続、特に、付随的統制による権利保護の迂遠さ、緩慢さを強調し、一方で、規範審査訴訟に大きな期待を寄せるという傾向があったといつても過言ではない。

また、一九六〇年法における規範審査訴訟自体に対しても強い批判が寄せられていた。それは、「造り損いのトルソー」(Einkaufstheater Torso)、「失敗と考えられている規定」という呼称に示されるように、多くの問題点を抱えた条項だったのである。具体的には、留保条項から生ずる憲法裁判権との関係を中心として、ラントの高等行政裁判所間で法解釈が異なる場合の連邦行政裁判所への上告の許否、仮の権利保護の許否、審査の対象

となる法規とは何か等が問題となっていた。

右に述べたような事情の下に、立法者は、建築法の領域において連邦に統一的に規範審査訴訟を導入すること及び従来存していたこの規定の不明確さを除去することを目標として改正を行ったのである。これが一九七七年から施行されている現行の四七条である。

三 規範審査訴訟の諸問題

まず、この訴訟の全体像を把握する上で便利であろうと思われるので、現行法の規定の訳文を以下に掲げる。

第一項 高等行政裁判所は、その裁判権の範囲内において、申立により、次の法規の有効性について裁判する。

一 連邦建設法及び都市建設促進法の規定により発せられた条約、並びに連邦建設法一八八条二項及び都市建設促進法九二条二項に基づく法規命令

二 ラント法がこれを定める限りにおいて、ラントの法律の下位に属するその他の法規

第二項 法規若しくはその適用により不利益を受け、又は近い将来それを受けることが予想されるすべての自然人及び法人、並びにすべての官庁がこの申立をなすことができる。この申立はこの法規を発した団体、營造物、又は財団を相手方としてなされることを要する。高等行政裁判所はこの法規によりその権限に影響を受けるラント及びその他の公法上の法人に一定期間内に意見を述べる機会を与えることができる。

第三項 法規が専らラントの憲法裁判所によってのみ審理されることが法律により規定されている限りにおいて、高等行政裁判所は法規のラント法との適合性を審査しない。

第四項 法規の有効性の審査手続が憲法裁判所に係属している場合には、高等行政裁判所は憲法裁判所における手続が最終するまで審理の中止を命ずることができる。

第五項 高等行政裁判所は自己の法解釈に基づき、次の各号の一に該当する場合には、上告審で審理できる法の解釈に関する裁判を求めて事実を連邦行政裁判所に移送する。

一 事実が原理的重要性を持つとき

二 高等行政裁判所が他の高等行政裁判所、連邦行政裁判所又は連邦の最高裁判所の合同法廷の裁判と異なる裁判をしようとするとき

移送に関する決定は関係人に通知することを要する。

連邦行政裁判所は法律問題についてのみ裁判する。

第六項 高等行政裁判所は判決により、又は口頭審理を不必要と判断した場合には決定により裁判する。高等行政裁判所は法規が有効でないとの確信に到達した場合には、これを無効と宣言する。この場合には、この裁判は一般的拘束力を持ち、決定の正文は、申立の相手方により、その法規の公布の場合と同じく公示されねばならない。裁判の効力については一八三条を準用する。

第七項 裁判所は、重大な不利益を避けるため又はその他重要な理由により緊急の必要があるときは、申立により仮命令を

発することが出来る。

右のように規定されている規範審査訴訟については、法的性格、憲法裁判権との関係というやや原理的な問題及び訴訟法上の諸問題について、様々な議論がある。以下、順に、これらのうちの主要なものについてみてゆくことにしたい。

1 規範審査訴訟の法的性格

法的性格については、この訴訟の性格をどう捉えるかにより、申立適格、訴訟参加の許否等、規範審査訴訟の様々の場面で解釈が異なってくることから、激しい議論の対立がある。学説は、大きく、これを純然たる権利保護手続であると考えるもの（主観説）、純然たる法異議手続（Rechtsanstandsungsverfahren）であると考えるもの（客観説）、その折衷であるというもの（折衷説）に分かれている。折衷説が支配的見解であるといつてよい。⁽²³⁾そして、従来は、どちらかといえば、客観的な法制制がこの訴訟の主たる機能であり、主観的権利保護は従たる機能であるとされてきた。しかしながら、最近では、官庁により申立がなされる場合はともかくとして、自然人や法人が申立をなす場合には、たとえばB・プランや大学の入学定員の定めが問題となる場合を考えれば明らかであるように、権利保護機能が前面に出ていると解す学説が増えている。⁽²⁴⁾法改正の目標の一つがB・プランに対する推利保護の強化であったこと、この訴訟にも申立の利益が必要とされること、仮命令の制度も導入されたこと等の理由から、この訴訟の主観的側面が議論の中心となりつつあるといつてよい。

2 憲法裁判権との関係

一九六〇年法において最も問題の多かったのが憲法裁判権への留保条項であった。その四七条第一文によれば、「その法規につき憲法裁判所に審査を求めることができる旨の法律の定めがない限り⁽²⁵⁾」、ラントの高等行政裁判所は、その裁判権の範囲内で、規範審査をなした。この「憲法裁判所に審査を求めることができる」とは如何なる場合を指すのかを廻って、抽象説と具体説との対立が存したのである。前説によれば、行政裁判上の規範審査訴訟は、係争の法規が、不特定の申立人の申立に基づき、各ラントあるいは連邦の憲法裁判所により審査される可能性がある場合には排除される。これに対して、後説によれば、まさに、特定の行政裁判上の規範審査訴訟の申立人自身が、現実にラントあるいは連邦の憲法裁判所に審査を求めることができる場合のみ、それは排除されることとなる。これは、連邦法が審査基準となりうるのか、それとも、連邦法とラント法との一致について決することは基本法九三条一項二号の規定により連邦憲法裁判所の排他的管轄に属する事項であるのかという問題でもあった。従って抽象説を採れば、たとえばB・プランを連邦建設法を基準として審査することはできないのであって、行政裁判上の規範審査訴訟が機能を發揮する余地は非常に狭められてしまう。それを裏付けるように、唯一、高等行政裁判所が抽象説を採っていたブレイメンでは、一九七〇年からの五年間に、僅か四件しかこの訴訟は係属していないのである。⁽²⁶⁾また、ブレイメン以外の諸ラント及び学説のほとんどが具体

説を採っていたとはいうものの、憲法異議との関係については見解が対立していた。すなわち、行政裁判上の規範審査訴訟は連邦憲法裁判所法九〇条二項にいう出訴の途 (Rechtsweg) に該当し、それゆえ、基本法の基本権が審査基準となるか否かという問題が存したのである。

こういった点に関し、新法は、包括的な権利保護という観点から具体説を採り、例外的にラントの憲法裁判所の専属的管轄が存しない限りは、基本法及び原則としてラントの憲法も含めて、連邦あるいはラントの法が審査基準となることをはっきりさせている (三項)。

なお、ある規範の審査のための手続が、高等行政裁判所と連邦あるいはラントの憲法裁判所に同時に係属した場合、高等行政裁判所は、裁量により、憲法裁判所における手続が終了するまで審理の中止を命ずることができる (四項)。

3 訴訟手続上の諸問題

(1) 訴訟の対象 この訴訟の対象となるのは、第一項で規定されている法規 (Rechtsvorschriften) であるが、「法律の下位に属する法規」には、次のようなものが該当するとされている。いわゆる特別命令を含む法規命令、条例、及びそれらと同じ序列にある慣習法等である。それゆえ、行政規則や行政行為は規範審査に服さない。官庁内部の組織命令については、それが個人の権利領域に関わる限りで法規命令として規範審査訴訟に服する。また、計画は規範審査に服するような固有の法規性を持たないとされており、それがB・プランのようにラント法の

下位に属する法規の形で発布せられるのでなければ、規範審査の対象とならないと解されている。

(2) 申立の利益 申立をなすことができるのは、法規の適用により不利益をうけ、又は近い将来に不利益をうけることが予想されるすべての自然人及び法人、並びにすべての官庁である。このうち、官庁の申立権については、実務上も余り重要な役割を果たしていないということで学説では削除論が強かったが、改正法でも維持されている。

ところで、規範審査訴訟にあっても、他の訴訟手続の場合と同様に、民衆訴訟を排除するために、申立人には特別な権利保護の利益が必要とされる。これが二項一文にいうところの不利益 (Nachteil) である。但し、これは自然人または法人の場合にのみ要求され、官庁の申立の場合には必要ないとされている。この不利益の概念について、学説・判例の見解は大きく四つに分けることができる。それを事実上の利益とみなす説、法四三条にいう正当な利益と考える説、法的に保護された利益 (rechtlich geschützte Interesse) であるとする説、法四二条二項にいう「権利の侵害」であるという説である。このうち、法的に保護された利益説が学説の支配的見解であり、多くの裁判例の採る見解であるといつてよい。ただ注意すべきは、ここでいう法的に保護された利益というのは、法四二条二項の取消訴訟、義務付け訴訟の場合にいうそれと同一ではなく法四二条二項にいう Rechtsverletzung よりは広く、しかし経済的あるいは法的利益に影響を与えるだけでは足りないものと解されている。

るといふことである。⁽⁴⁵⁾この点に関して、連邦行政裁判所が、連邦建設法一条七項にいう衡量されるべき私益も法的に保護されるべき利益であると判示して注目されている。

(3) 管轄・出訴期間 規範審査訴訟については、高等行政裁判所が一審かつ終審としての管轄権を有する。連邦行政裁判所への上告を認めるか否かは、旧法下で争いのあったところであるが、ラントの国家主権との関係もあり、新法はこれを認めていない。その代わりに、法の統一を図ることを目的として第五項で移送手続を定めている。

出訴期間の制限はない。けれども、B・プランの場合については、立法者が連邦建設法の追加条項において、その成立に際しての手續・形式規定違反の主張を、B・プラン施行後一年以内に制限した (Baug 155 a und b) ことが問題となつてゐる。この規定に対しては、特に、B・プランの施行後にそれに関係するようになった市民の権利保護を奪うものであるとの理由で、基本法一九条四項に反するのではないかと⁽⁴⁷⁾の批判がある。

(4) 訴訟参加 規範審査訴訟に関する議論において、最近俄に注目を集めているのが、訴訟参加の問題である。この訴訟においては、ごく最近まで、判例・学説に異論なく、参加という概念は否定されていたのである。その理由として、参加という制度は、規範審査という客観的な訴訟には本質的になじまない、規範審査の裁判は一般的拘束力を有する、規範に関わる人の範囲は不特定である、ということが挙げられていた。⁽⁴⁸⁾しかし、この定説に対して、F・O・コップが、規範審査訴訟における個

人の権利保護機能の重要性と行政実務における法規と行政行為の使いわけといふことを強調して、反旗を翻した。⁽⁴⁹⁾彼によれば、この訴訟においては、通常の参加は原則的に、必要的参加も例外的に認められるといふ。このコップの議論に、一部の判例・学説が左担した⁽⁴⁹⁾が、連邦行政裁判所はこれを退けてゐる。⁽⁴¹⁾そこでは、参加に代わるものとして、新法の二項三文を準用して、関係者から聴聞をなし、また、関係者に意見表明の機会を与え、といふ方法が示されている。

(5) 仮の権利保護 規範審査の申立には、訴えの提起に対し停止効を定めている行政裁判所法八〇条は準用されない。⁽⁴⁹⁾旧法下において争いのあった規範審査訴訟における仮命令の許容性といふ問題について、新法は連邦憲法裁判所法三二条を範としてこれを立法的に解決した。⁽⁴⁹⁾すなわち七項によれば、「重大な不利益を避けるため、その他重要な理由により緊急に必要とされる場合には」仮命令が発せられる。

(6) 裁判の効力 裁判の効力について、法規の無効を宣言する、すなわち、有効性を否定する裁判は一般的拘束力を有し、申立を棄却するそれは当事者間でのみ効力を有する。⁽⁴⁹⁾この無効 (Nichtig) の宣言は原則として遡及する。無効と宣言された規定に基づいて発布された行政行為は、不可争力を生じない限り取り消されねばならないとされる。それが不可争力を生じた場合には、その行政行為は裁判により影響されず、有効である。しかし、それがまだ執行されていなければ、その執行は許されない。

四 むすび

右に概観してきた現行の規範審査訴訟に対する西ドイツの学説の評価には、かなり厳しいものがあるといえる。(46) この訴訟手続自体に、なお未解決の問題が多いことが指摘されているし、計画行政の訴訟による統制の限界と関連しても様々な疑問が呈示されている。今後は、これらの点も含めて、本稿で取り上げた個々の論点をより深く検討する必要がある。それを別稿における課題として、ここでは、最後に次の点を強調して稿を閉じたい。すなわち、この訴訟手続が主観訴訟的な色合いを強めたということとは西ドイツの学説も否定していないし、それは申立の利益や訴訟参加に関する議論の中によく現われているということである。それゆえ、従来、この訴訟の客観的な側面のみをみてきた我が国の学説も、その認識を改めるべき時期にきているのではないかと思われるのである。

(1) Normenkontrolle という概念で包摂される手続の態様には様々なものがあるが、行政裁判所法四七条にいうそれは、通例、抽象的 (abstrakte) 規範統制と訳されているようである。しかしながら、本稿においても示されるように、この訴訟の实体は決して抽象的なものではないし、西ドイツでも、最近の論文は abstrakte という表現を余り用いていないようなので、ここでは抽象的という言葉は用いない。また Kontrolle という言葉を統制と言うか審査と言うかも俄には決し難いが、ここでは一応審査と訳しておく。以上

のようなわけで、本稿では、この訴訟のことを単に規範審査訴訟あるいは行政裁判上の規範審査訴訟と呼ぶことにする。なお、vgl. C.-F. Menger, System des verwaltungsgerichtlichen Rechtsschutzes, 1954, S. 86.

(2) これまでにこの訴訟を取り上げている論稿としては、水野豊志・委任立法の研究九七頁以下、南博方「規範審査訴訟」行政訴訟の制度と理論六二頁以下、阿部泰隆「都市建設計画の裁判統制」自治実務セミナー一九七九年一月号二二頁以下がある。

(3) 市原昌三郎「抗告訴訟の類型」行政法講座(3)一六〇頁、塩野宏「無名抗告訴訟の問題点」新実務民法講座(4)一一五頁。

(4) Vgl. BT-Drucks. 7/4324, S. 6f., BR-Drucks. 533/75, S. 6f.

(5) Bebauungsplan は地区詳細計画、建築詳細計画などと訳されることが多いが、本稿では、便宜上、B・プランとしておく。

(6) 雄川一郎「行政事件訴訟立法の回顧と反省」公法研究四五号一二七頁。

(7) つとに阿部教授がこの点を指摘しておられる。参照、阿部泰隆「西ドイツの行政裁判」公法研究三八号一六五頁。

(8) もっとも、この訴訟の萌芽のようなものが、既に、一九一三年四月一二日のバーデンの水法の定めの中に見られるという。Vgl. Klaus Wolfgram, Die verwaltungsgericht-

- liche Normenkontrolle nach § 47, 1982, S. 14, なるが、この本の入手にあたっては、ボン大学留学中の高木光助教授の御高配にあずかった。ここに記して御礼申し上げます。
- (9) そのため、規範審査訴訟はハイデルベルク（いわゆる「ハイデルベルク草案」が編まれた）ではなくミュンヘンで立案されたことがわかる。Vgl. W. Mölle, Die Antragsbefugnis im Normenkontrollverfahren nach § 47 VwGO, S. 613.
- (10) Vgl. BT-Drucks. 3/55, S. 33.
- (11) 旧アメリカ占領地区以外で新たにこれを導入したラントは、シュレスヴィッヒホルシュタインのみであった。
- (12) 但し、ニーダーザクセンが、七六年八月二四日の法改正の直前、五月二八日にこれを導入している。
- (13) 下図→
- (14) Vgl. v. Engelhardt, Der Rechtsschutz gegen Normen, 1971, S. 244 ff.
- (15) このような状況をW・ヘルクは、規範審査訴訟の旧規定は行政上の権利保護において一種の「贖罪の山羊(Sündenbock)」の役割を果たさねばならなかったという印象を述べたが、これにvgl. W. Berg, Alte und neue Fragen zur verfassungsgerichtlichen Normenkontrolle—Fünf Jahre Neufassung des § 47 VwGO—eine kritische Zwischenbilanz, DÖV 1981, S. 890.
- (19) Vgl. O. Bachof, Nachwort zu K. A. Betermann: Zur

Übersicht
über die Zahl der Verfahren nach § 47 VwGO
in den Jahren von 1970 bis 1974 und ihre Aufgliederung nach
Rechtsgebieten (BT-Drucks. 7/4324, S. 15, Anlage 1)

Land	Verfahren															
	insgesamt	davon					davon									
		1970	1971	1972	1973	1974	Rechenungspläne	Baurecht	Sonstiges Baurecht	Verfahren für den Hochbau- und Hochschulrecht	Sonstiges Schul- und Hochschulrecht	Reamtenrecht	Wege- und Wasserrecht	Abgabenrecht	Gemeinderecht	Sonstiges Recht
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
Baden-Württemberg	259	52	33	42	62	70	193	—	—	9	6	1	9	14	27	
Bayern	147	23	20	37	36	31	61	—	2	18	2	4	3	39	18	
Bremen	4	1	—	—	1	2	2	—	—	—	—	—	—	1	1 (Sondergesetzrecht)	
Hessen	123	19	15	35	38	16	44	12	1	21	3	—	24	10	8	
Schleswig-Holstein	31	2	1	8	8	12	4	4	—	3	2	—	5	3	10	
betroffene Länder insgesamt	564	97	69	122	145	131	304	16	3	51	13	5	41	67	64	

Verfassungsbeschwerde gegen Gesetze und zum Rechtssetzungsakte der öffentlichen Gewalt, AöR Bd. 86, 1961, S. 192.

(17) Vgl. R. Bartsperger, Die Bauleitplanung als Re-

servat des Verwaltungsstaates, DVBl 1967, S. 370.

- (18) 法改正の過程では、大学の定員を定める条項に対しては連邦に統一的に規範審査訴訟を導入することが検討された。しかし、一九七五年四月九日の連邦憲法裁判所の判例により、大学の收容施設の徹底利用に対する行政裁判所の審査権が強化されたという理由が見送られてゐる。Vgl. Bf.-Drucks. 7/4324, S. 7; BVerfG B. v. 9. 4. 1975, BVerfGE 39, S. 258.

(19) Vgl. Bf.-Druck. 7/4324, S. 1 f.

- (20) 最近のドイツにおける統一行政訴訟法を制定しようとする動きの中で、規範審査訴訟についても申立期間等につき若干の議論があつた。しかし、一九八二年七月の統一行政訴訟法草案においては、仮命令に関する規定が修正されているのみである。そこでは、行政裁判所法一一三条の仮命令の制度が導入されてゐる。Vgl. Bf.-Drucks. 9/1851, S. 87.

(21) 条文の訳出に際しては、阿部・前出註(3)に負うところが多い他、南・注釈行政事件訴訟法四一三頁の訳も参考になされてゐた。

(22) この議論については、vgl. K. Wolfram, a. a. O. (Anm. 9), S. 64 ff.

(23) Vgl. M. Ronelentsch, Die Beteiligung, Dritter im Normenkontrollverfahren nach § 47 VwGO, VerwArch Bd. 74, 1983, S. 287.

(24) Ebd. S. 287.

(25) 訳は南・前出註(21)による。

(26) 前出註(13)参照。

(27) 実際に連邦憲法裁判所の手続との競合が問題となりうるのは、シエレスヴィヒホルンシュタイン州のみである。Vgl. K. Redeker/H.-J. von Oertzen VwGO, 7 Aufl., 1981, § 47 RdNr. 29.

(28) 規範審査訴訟の対象となるのは、精確には Rechtsätze であるが、VwGO 自体が Rechtsvorschriften としてあり、それが法規と訳されることも多々。本稿の一章の訳に従つて書く。Vgl. H. J. Wolff/O. Bachof, Verwaltungsrecht III, 4. Aufl., 1978, S. 457.

(29) 西ドイツにおける法規命令と行政規則の問題については、参照、平岡久「ボン基本法下における行政規則に関する学説一・二・三」阪大法学九九号一〇三頁以下、一〇二号一三三頁以下、一〇六号八七頁以下。

(30) 連邦建設法一〇条は、「自治体はB・マンを条例として決定する」と定める。

(31) Vgl. K. Redeker/H.-J. von Oertzen, a. a. O. (Anm. 28), § 47 RdNr. 17.

(32) Vgl. K. Obermayer, Die verwaltunggerichtliche Normenkontrolle (1), in: Zehn Jahre Verwaltungsgerechtsordnung, Schriftenreihe der Hochschule Speyer, Bd. 45, 1970, S. 170; v. Mutius, Hochstrichterliche Rechts-

- sprechung zum Verwaltungsrecht, VerwArch Bd. 64, 1973, S. 99.
- (23) Vgl. A. Braun, Antragbefugnis, und Antragsverfahren im verwaltungsgerichtlichen Normenkontrollverfahren, BayVBl, 1983, S. 577 ff.
- (24) Vgl. E. Eyermann/L. Fröhler, VwGO Kommentar, 8 Aufl., 1980, § 47 RdNr. 29.
- (25) Vgl. A. Braun, a. a. O. (Anm. 34), S. 577.
- (26) Vgl. BVerwG B. v. 9, 11, 1979, BVerwGE 59, 87 = NJW, 1980, S. 1061; W. Skouris, Die Legitimation zur Anfechtung von Bebauungsplänen, DVBl, 1980, S. 315 ff.
- (27) Vgl. R. Schäfer, Form- und Verfahrensfehler bei Bebauungsplänen und anderen baurechtlichen Satzungen, NJW, 1978, S. 1292 ff.; F. Kirchhof, Die Baurechtsnovelle 1979 als Rechtswegsperrre, NJW, 1981, S. 2382 ff.
- (28) Vgl. E. Eyermann/L. Fröhler, a. a. O. (Anm. 34), § 47 RdNr. 35.
- (29) Vgl. F. O. Kopp, Die Beteiligung im Verwaltungsgerichtlichen Normenkontrollverfahren, in: Verwaltung und Rechtsbindung, Festschrift zum 100 jährigen Bestehen des BayVGH, 1979, S. 205 ff.
- (30) 16 同条 12 の 5 に 於て Vgl. M. Ronellenfisch, a. O. (Anm. 23), S. 289 f.
- (31) Vgl. BVerwG B. v. 12. 3. 1982, BVerwGE 65, 131 = DVBl, 1982, S. 951, mit Anm. K. A. Betermann.
- (32) Vgl. E. Rasch, Normenkontrolle und Bebauungspläne, BauR, 1977, S. 148.
- (33) 本稿の注出註(28)参照。
- (34) 16 同条 12 の 5 に 於て 御 出 席 の 方 々 の 御 出 席 の 旨 を 記 述 した。
- (35) Vgl. BT-Drucks. 7/4324, S. 12.
- (36) 衆議院議事録に於て Vgl. W. Berg, a. a. O. (Anm. 16), S. 889 ff.

※ 本稿は、行政法理論研究会での簡単な報告に基づくものである。研究会では、小早川光郎教授、鈴木庸夫助教授をはじめとして、御出席の方々より訳語等に関し貴重な御教示を賜された。ここに記して御礼申し上げます。

(一九八四年九月一〇日脱稿)

(一橋大学大学院法士課程)